

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の試行開始について

1 趣旨

保育所等に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること等を目的として令和8年度から本格実施予定の「こども誰でも通園制度」について、実際の運用における課題を整理し円滑に制度開始するために、令和7年度において同制度の試行実施を行うもの。

実施予定施設に対し、地域子ども・子育て支援事業としての認可を行うあたり、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、子ども・子育て会議での意見聴取を行うものである。

2 概要

（1）対象児童

認可保育所等に通っていない 0歳6か月から満3歳未満の児童

（2）実施時期

令和7年10月から受付開始

（3）実施施設

公立：西条東保育所、認定こども園とよさか、三津保育所

私立：西条みづき認定こども園、八本松みづき認定こども園 合計5施設でスタート

（4）実施方法

① 一般型………通常保育とは別に、専用の定員を設定する。在園児合同又は専用室独立で実施

② 余裕活用型…空き定員を活用して、在園児合同で実施 → R7実施予定施設は全て余裕活用型

（5）職員配置基準

通常保育と同様（0歳児：1対3、1～3歳未満児：1対6）

（6）利用時間

こども一人当たり 月10時間まで

（7）利用料等

① 公立・私立とも、利用料（保護者負担）は300円/時間

（市民税非課税世帯・生活保護世帯は、減免措置あり）

② 給食やおやつを利用する場合は、実費負担が必要。

（8）手続きの流れ

希望園へ直接申込み → 施設と事前面談 → 利用日の予約 → 利用及び利用料の支払い

※ 課題があれば適宜修正し、R8本格実施に反映する。

3 スケジュール

時期	内容
令和7年9月	東広島市議会に、事業者認可に係る条例案を上程 「東広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
10月	（条例案議決後）広報紙、市ホームページで周知し、随時受付開始